

議案第 5 3 号

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のとおり改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前項に該当する場合を除く。）

第6条第5項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。